



住宅の耐震対策を支援します

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

- ・近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に一定の助成を行います。
- ・耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、その耐震診断に基づいて計画された耐震補強を行う「耐震改修」があります。
- ・対象となる人
 - ・対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が過半数以上のものに限る）
 - ・市内において自ら所有し居住する住宅または市内に存し住宅の所有者から承諾を得た住宅で、耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの（建て替えは不可）
 - ・耐震改修工事などについては、事前に行なった耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があると考えられたもの
 - ・建築基準法の規定に基づく違反がないこと

- ・同一事業の補助を受けていないこと
- ・補助金額
 - ・耐震診断に要する費用の90%（上限9万円）
 - ・耐震改修工事に要する費用の90万円まで全額補助
 - ・簡易な耐震改修工事に要する費用の50万円まで全額補助
 - ・耐震シエルト・ベッドに要する費用の20万円まで全額補助
- ・借家も対象となる場合があります。詳しくは建築課へお問い合わせください。
- ・申し込み期限
12月25日（月） 午後5時15分
- ・注意事項
 - ・申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。
 - ・各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築課へ提出してください。
 - ・耐震診断は耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行なうものです。
 - ・耐震改修の施工は県内に営業所を設けている事業者に限ります。
 - ・リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。



住宅リフォーム補助金の事前受付をします

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

一般住宅リフォーム・地域経済活性化事業補助金

市民の皆さんの生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する補助金を交付します。

- ・対象となる人
 - ・市内に住所を有し、市税を滞納していない人
 - ・対象となる人が現に住んでいる住宅
- ・対象となる工事
 - ・市内業者が行う工事で未着工のもの
 - ・工事費用が30万円以上のもの
 - ・交付決定後に工事を開始し平成30年3月末日までに実績報告書の提出が完了するもの

木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材の変更など
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修など
サッシ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付けなど
建具工事	各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）など
内装工事	床・天井・壁のクロス貼り替えなど
外装工事	外壁の改修・張り替え・塗り替え、コーキング補修など
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替えなど
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修など
給排水衛生設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事など
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修など
省エネ設備工事	住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備など）

- ・※市内業者とは、市内に本店を置く建築業などを営む法人、または住所を有する個人です。市内業者を介さない工事は対象となりません。
- ・補助金額
 - ・工事に要した費用の20%（上限20万円）
- ・事前受付申し込み期限
5月31日（水）まで
- ・申し込み受付場所
建築課
- ・注意事項
 - ・申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。
 - ・補助金は対象世帯、住宅に対して1回限りです。
 - ・応募者多数の場合は抽選となります。



飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

- ・犬や猫の不必要な繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。
- ・要件
 - ① 次の①～⑤全てに該当していること
 - ② 市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
 - ③ 県内の動物病院で不妊・去勢手術を受けていること
 - ④ 犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
 - ⑤ 市税を滞納していないこと
- ・※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。
- ・補助金額
 - 犬または猫1匹につき、3千円（当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで）
 - 犬または猫1匹につき、3千円
- ・手続きに必要なもの
 - ・補助金交付申請書および請求書
 - ・領収書（不妊・去勢手術費であること）を証明するもので、手術日の記載があるもの）
 - ・印鑑
 - ・申請する人の通帳
 - ・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号
- ・※補助金交付申請書および請求書の様式は、環境衛生課または各支所の窓口にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。



秘書課からのお知らせ

▶問い合わせ 秘書課 ☎73-3001

市内の情報をメールでお届け

市では災害や防犯、暮らしのお知らせなどの情報をメール配信しています。ぜひご利用ください。

配信内容

次のカテゴリから選んで登録できます。

- ・災害対策・健康・福祉・子育て・介護・年金・ごみ環境・税・市営住宅・観光イベント・スポーツ行事・講演生涯学習・職員募集・市議会・農業委員会・選挙・各学校から・その他情報

登録方法

メールを送信すると登録用のメールが返信されます。必要な情報を入力し、本登録をしてください。

QRコード
(メールアドレス)

市からの各種情報

(mitoyo
697001@once.
88island.jp)

市公式フェイスブックページを開設しました

4月1日から、市の取り組みや市内の出来事などを、市公式フェイスブックページに投稿しています。ご覧になるには、市ホームページのトップページからアクセスしてください。フェイスブック利用中の人は、「三豊市役所」で検索してください。ぜひ「いいね」をお願いします！